

通学バスのサービス契約

ジャカルタ日本人学校維持会

および

ビッグバード社

(PT.Big Bird Pusaka)

対象期間：2015年4月 — 2018年3月

ジャカルタ日本人学校
通学用バスサービス契約
No. 002/KBGP-TRC/II/15
期間：2015年4月－2018年3月

本契約は下記の当事者間で締結される。

ジャカルタ日本人学校維持会
Jl. Elang Bintaro Jaya Sektor IX, Prigi Lama, Tangerang
(以降、甲と称する)

ビッグバード社
Jl. Bojong Indah Raya No. 6A
Rawa Buaya Cengkareng, Jakarta Barat 11740
(以降、乙と称する)

I. サービス供与内容

1. 乙は甲が用意したスケジュール表にもとづき、日本人学校に登録されている生徒を対象にし、各々の住居と学校との間を毎日輸送することに合意する。
2. 乙は生徒を指定時間通りに乗せなかったり、5分以上遅れた場合には、登校に必要なタクシー代を負担する。
3. 登校日にはバスが午前7時30分までに学校に到着することとする。

II. 期間

1. 本契約のサービス供与は2015年4月の始業日を以って開始され、2018年3月最終通学日までの、学校の修学日に沿ったスケジュールとする。
2. 甲は乙に対して、事前に通学日程表を提出し、バスを必要とする通学日の日程を明記する。
3. 甲は、バス供与に変更を生ずるような通学日あるいは休日予定の変更内容を乙に対して通知することに合意する。

III. 設備

1. 乙は下記使用のバスを提供し、維持することに合意する。
 - ・ 25人乗りバス
 - ・ 14人乗りバス
 - ・ 11人乗りバス
2. 提供されるバスは、常に安全かつ清潔で良好な走行状態に保たれ、甲が認め、然るべき資格を有する運転手と添乗員を揃え、運行を全うされなければならない。

ない。

3. 乙は運転手・添乗員の研修内容とスケジュールについて、1学期中に甲に提示する義務を有する。
4. 対象となるバスには甲が指定したナンバーをつけなければならない。
5. 良好な状態ではないと判断されるバスがあった場合には、甲はその使用を拒否する権利を保有するという条件付きで、バスのエンジンおよびシャシー部分、また、車体について製造後最高5年間、甲は乙に対して使用を許容することに合意する。
6. 上記2項にいう、安全、清潔、良好走行状態についてはバスの全ての部分について要求されるものであり、加えて、乙は下記のものを含めて、甲が要求する、運行に必須の設備や工具類をバスに装備する責任を負う：
 - a. 空調設備
 - b. 登録済の通信設備
 - c. GPS (グローバル・ポジショニング・システム)
 - d. その他、
消火器、スペアタイヤ、安全トライアングル、ジャッキおよび工具など甲の要求する設備類。

IV. 料金

1. USドル建てとし、生徒一人当たりの料金は、下記の通りとする。

学年	バス使用内容	料金 (US \$)		
		2015~2016	2016~2017	2017~2018
小中学部	年間 最長 205 日間	2,772	2,911	3,056
	1 学期 最長 75 日間	1,035	1,087	1,141
	2 学期 最長 80 日間	1,196	1,256	1,319
	3 学期 最長 50 日間	646	678	712
幼稚部	年間 最長 202 日間	2,625	2,756	2,894
	1 学期 最長 74 日間	991	1,041	1,093
	2 学期 最長 80 日間	1,126	1,182	1,241
	3 学期 最長 48 日間	599	629	660

2. 通常と異なるバス運行を行った場合のバス一台あたりの料金：

バス使用内容	料金 (US \$)		
	2015~2016	2016~2017	2017~2018
市内で降車する場合 (通常時間より遅いか、またはそれ以外)			
● 25人乗りバス	43.1	45.2	47.5
● 14人乗りバス	34.3	35.9	37.8
● 11人乗りバス	26.3	27.6	28.9
就学時間内での課外旅行または遠足 (市内)			
● 25人乗りバス	54.2	56.9	59.8
● 14人乗りバス	43.1	45.2	47.5
● 11人乗りバス	28.6	30.0	31.5
就学時間内での課外旅行または遠足 (市外)			
● 25人乗りバス	87.7	92.1	96.7
● 14人乗りバス	69.7	73.2	76.9
● 11人乗りバス	46.0	48.3	50.7

上記の不定期ベースのバス使用料金の支払いは、該当月末に、ジャカルタ日本人学校が支払うものとする。

V. 支払い

1. バス料金の支払いは、当該当事者家庭より、前払いで Blue Bird Group / PT. Big Bird Pusaka に支払われるものとする。
2. バス料金は、ルピアで支払うことができるが、2015-2016 年度は、Rp.11.300,- = US\$1.00.の為替レートを使用するものとする。また、2016~2017 年度、2017~2018 年度の為替レートについては、甲乙両者間の話し合いを通して、お互いが受け入れられるレートが決定され、それが適用されるものとする。
3. US ドルでの支払いは、以下の口座に振り込まれること。

Bank OCBC NISP Gunung Sahari Branch
 Jl.Gunung Sahari Raya No. 38 Jakarta
 A/C : PT. Big Bird Pusaka (USD) 020.011.67216.5

ルピアでの支払いは、以下の口座に振り込まれること。
 Bank OCBC NISP ONT Branch(OCBC NISP Tower)
 Jl.Prof. Dr. Satrio Casablanca Jakarta Selatan
 A/C : PT. Big Bird Pusaka (Rp.) 545.010.88922.2

4. 高速料金は、上記の料金に含まれる。
5. 最低1学期間（学期ごと）の前払いとする。
ただし、生徒が第3学期の中間以降に利用開始した場合は、3学期のバス利用予定日数に従って、計算した料金のみを前払いするものとする。
（各学期の中間以前に利用開始した場合は当該学期分全額を支払う。）
6. もし生徒が各学期の中間以降に利用開始した場合、その学期の実際の利用日数と次の1学期分の料金を支払うこととする。
7. バスの利用を学期途中で停止した場合、下記の条件に合致する場合に限り、払い戻しが行われる。

a) 学期払いの払い戻し

学年	払い戻し条件		
小中学部	1 学期		
	1～24 日以内	25～48 日以内	49 日以上
	1 学期料金の 3 分の 2	1 学期料金の 3 分の 1	なし
	2 学期		
	1～27 日以内	28～54 日以内	55 日以上
	2 学期料金の 3 分の 2	2 学期料金の 3 分の 1	なし
	3 学期		
	1～15 日以内	16～31 日以内	32 日以上
	3 学期料金の 3 分の 2	3 学期料金の 3 分の 1	なし
幼稚園部	1 学期		
	1～23 日以内	24～47 日以内	48 日以上
	1 学期料金の 3 分の 2	1 学期料金の 3 分の 1	なし
	2 学期		
	1～26 日以内	27～53 日以内	54 日以上
	2 学期料金の 3 分の 2	2 学期料金の 3 分の 1	なし
	3 学期		
	1～15 日以内	16～30 日以内	31 日以上
	3 学期料金の 3 分の 2	3 学期料金の 3 分の 1	なし

b) 年間払いの払い戻し

学年	払い戻し条件	
小中学部	1 学期	
	1～24 日以内	年間支払い額 - (1 学期料金の 3 分の 1)
	25～48 日以内	年間支払い額 - (1 学期料金の 3 分の 2)
	49 日以上	年間支払い額 - 1 学期料金
	2 学期	
	1～27 日以内	年間支払い額 - (1 学期料金 + 2 学期料金の 3 分の 1)
	28～54 日以内	年間支払い額 - (1 学期料金 + 2 学期料金の 3 分の 2)
	55 日以上	年間支払い額 - (1 学期料金 + 2 学期料金)
	3 学期	
	1～15 日以内	年間支払い額 - (1, 2 学期料金 + 3 学期料金の 3 分の 1)
	16～31 日以内	年間支払い額 - (1, 2 学期料金 + 3 学期料金の 3 分の 2)
	32 日以上	年間支払い額 - (1, 2, 3 学期料金)
幼稚部	1 学期	
	1～23 日以内	年間支払い額 - (1 学期料金の 3 分の 1)
	24～47 日以内	年間支払い額 - (1 学期料金の 3 分の 2)
	48 日以上	年間支払い額 - 1 学期料金
	2 学期	
	1～26 日以内	年間支払い額 - (1 学期料金 + 2 学期料金の 3 分の 1)
	27～53 日以内	年間支払い額 - (1 学期料金 + 2 学期料金の 3 分の 2)
	54 日以上	年間支払い額 - (1 学期料金 + 2 学期料金)
	3 学期	
	1～15 日以内	年間支払い額 - (1, 2 学期料金 + 3 学期料金の 3 分の 1)
	16～30 日以内	年間支払い額 - (1, 2, 学期料金 + 3 学期料金の 3 分の 2)
	31 日以上	年間支払い額 - (1, 2, 3 学期料金)

- c) 払い戻しは、別の都市、別の国へ移転する理由でジャカルタ日本人学校を離れ（退学）、バスの使用を中止する場合に限り、行われる。これに該当する場合は、ジャカルタ日本人学校から、その旨を記述した通知書が必要になる。

d) 払い戻しは、ジャカルタ内の他校への編入のため、また自家用車を使うために、バス使用を中止した場合には、行われない。

8. これらの条件は 2015-2018 年間に有効なものとする。

VI. 保険

1. 乙はバス本体、運転手、乗客および第三者、更にあらゆる法律上の発生事項に対し全面的な法律債務を負うことに同意する。
2. 乙は前述したような法律債務を対象に保険を認知された保険会社と付保契約し、最低下記の条件を折り込むこととする。;
11 人乗りバス本体には US \$ 40.000
14 人乗りバス本体には US \$ 40.000
25 人乗りバス本体には US \$ 50.000

VII. 解約

1. 両契約当事者のいずれかが本契約条件に沿って業務遂行しなかつたり、またはできなくなった場合、あるいは不可抗力状況となった場合には、本契約を両契約当事者のいずれかの要請に基づき解約することとする。本契約の履行にともない、不可抗力の定義は、自然災害、戦争（宣戦の有無をとわず）、敵対行為、ロックアウト、争議中の休業、戦争のような状況、暴動、騒動、反乱、内乱、流行病、地震、押収、引渡などといった、当事者にとって合理的に管理できる状況を超えているような場合を意味する。
2. 本契約内容を起因とする紛争処理は、ジャカルタ地方裁判所の書記局の法務局で行なうものとする。
3. 本契約諸条件に規定されていない事項については、両当事者の交渉を通じて解決されるものとする。

VIII. その他

1. 乙は、本契約の遂行に関する諸事項を代表して処理する事務員をおくことに同意する。
2. 本契約は二通正本を作成し、甲および乙それぞれによって保管される。
3. 本契約の有効期限は 2015 年 4 月から 2018 年 3 月までとする。

締結場所：ジャカルタ

日付：2015年3月

乙：PT. Big Bird Pusaka

Sigit Priawan Djokosoetono
Director

甲：ジャカルタ日本人学校維持会

Mr. Yasushi Fujioka
ジャカルタ日本人学校維持会理事長

証人

Maria Lihawa
Commissioner

Mr. Satoru Tanaka
ジャカルタ日本人学校PTA会長